

悪徳業者にご注意を!

県や市町村が、
住宅の所有者に対する営業活動を
事業者に依頼することは
絶対にありません。

一部の悪質な訪問販売業者による被害が相次いでいます。
おかしいと思ったらハッキリ断る勇気が必要です。
もし不審な業者が訪ねてきたときは、
決してその場で契約をせず、相談することをお勧めします。



注意!

突然やってきて執ように契約を迫る「執ような訪問営業」
修理しないと地震のとき倒壊しますよと「不安をあおる」
いま契約するとお安くしますよと長時間居座り「強引に契約を迫る」

市町村の相談・申込み窓口一覧

市町村名	担当課	電話番号	耐震診断 補助	耐震改修 補助
前橋市	建築指導課	027-898-6752	○	○
高崎市	建築指導課	027-321-1271	○	○
桐生市	建築指導課	0277-46-1111	○	○
伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	○	○
太田市	建築指導課	0276-47-1837	○	○
館林市	建築課	0276-72-4111	○	○
沼田市	建設課	0278-23-2111	○	○
渋川市	建築住宅課	0279-22-2072	○	○
藤岡市	建築課	0274-22-1211	○	○
富岡市	建築課	0274-62-1511	○	○
安中市	建築住宅課	027-382-1111	○	○
みどり市	建設課	0277-76-1904	○	○
榛東村	建設課	0279-54-2211	○	○
吉岡町	産業建設課	0279-54-3111	○	○
上野村	経済課	0274-59-2111	○	○
神流町	建設課	0274-57-2111	○	○
下仁田町	産業振興課	0274-82-2111	○	○
南牧村	振興整備課	0274-87-2011	○	○

市町村名	担当課	電話番号	耐震診断 補助	耐震改修 補助
甘楽町	振興課	0274-74-3131	○	○
中之条町	建設課	0279-75-8828	○	○
長野原町	建設課	0279-82-3010	○	○
嬭恋村	建設課	0279-96-1973	○	○
草津町	土木課	0279-88-7184	○	○
高山村	農政課	0279-63-2111	○	○
東吾妻町	建設課	0279-68-2111	○	○
片品村	農林建設課	0278-58-2113	○	○
川場村	田園整備課	0278-52-2111	○	○
みなかみ町	地域整備課	0278-25-5002	○	○
昭和村	建設課	0278-24-5111	○	○
玉村町	都市建設課	0270-64-7707	○	○
板倉町	都市建設課	0276-82-1111	○	○
明和町	都市計画課	0276-84-3111	○	○
千代田町	建設水道課	0276-86-7003	○	○
大泉町	建築課	0276-63-3111	○	○
邑楽町	都市建設課	0276-47-5031	○	○

関係機関の相談窓口

ぐんま住まいの相談センター	TEL.027-210-6634
群馬県建築士事務所協会	TEL.027-255-1333
群馬 建築士会	TEL.027-252-2434



●群馬県の相談窓口と問い合わせは…

群馬県県土整備部建築住宅課企画指導係

TEL.027-226-3708

FAX.027-221-4171

ぐんまちちゃんの 耐震改修のススメ



群馬県

もし大地震が街を襲ったら…？

倒壊する恐れのある家屋には、
さまざまな危険がひそんでいます。

現在、全国的に昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震化がすすめられています。しかし群馬県は、他県と比べて地震災害に対する危機意識が低く、耐震診断・改修があまりすすんでいないのが現状です。比較的地震の被害が少ないといわれる群馬県でも、決して「対岸の火事」ではありません。では、大地震に備え、今、なぜ耐震化が必要なのでしょう？

危険1 ご自身、ご家族の命の危険

地震がおきた場合の心配事は？との問いに、多くの方が「電気や水道、ガスが止まるのが困る」「帰宅が困難になる」などと回答されます。でも、一番の心配事は、ご自身・ご家族の大切な命が危険にさらされること。阪神淡路大震災では、犠牲者の84%が倒壊した家屋の下敷きになって亡くなっています。家屋が地震に耐えられずに倒壊すれば、建物の下敷きになって圧死してしまうという現実を目を向けてください。命が助かったとしても、住宅が倒壊すると、長期間にわたり避難所や仮設住宅での生活が余儀なくされます。



危険2 避難通路閉そくの危険

想像してみてください。万が一、地震によってあなたのお住まいが倒壊してしまったら、道路を塞いでしまうかもしれません。ご自身、ご家族はもちろん、近所の方も避難できず、2次災害が起きてしまう危険だっているのです。



危険3 消防車・救急車の通行の障害に

災害時には、救助を求める人たちであふれます。たとえば、隣近所で負傷者が出たり、火災が発生すれば、救急車や消防車などの緊急車両が出勤します。そんな中、倒壊したあなたの住まいが道を塞ぎ、緊急車両が立ち往生してしまったら大変です。



倒壊する危険性の高い家屋は、
ご自身の命、そのご家族の命、
そして街全体の機能(いのち)を
おびやかす危険があるのです。

危険4 隣家に被害をもたらす危険

密集した住宅地で家屋の倒壊が起こった場合、自宅敷地外にもその被害が及ぶ危険があります。仮に運良く、ご自身を含めてご家族が避難できたとしても、隣家に被害を及ぼしてしまったら大変です。



危険5 街区火災につながる

地震によって建物が倒壊・損壊すれば、調理器具やストーブからの引火で火災の原因になります。さらに道路の閉そくや複数の地点で出火があれば、消火活動は進まず、被害はさらに増大します。



引っ越しも大変だし、
住みなれた家を離れたくない。
生活しながら改修って
できますか？



ほとんどのお住まいで、住みながら耐震改修(居ながら改修)を行うことができます。

基礎を外側から補強する工事や屋根を軽量化する工事はもちろんですが、壁の補強をする場合でも一カ所ずつ工事を進めていくことで居ながら改修が可能となります。

また外部に面する壁を外から補強したり、押し入れの内壁を補強するなど、比較的生活に支障なく補強することもできます。家財等を多少移動することは必要ですが、普段通りに生活を送りながら耐震改修工事を進めるよう、工事前に綿密な打ち合わせをしておきましょう。

リフォームを考えています。
それで十分でしょうか？



せっかくリフォームするなら、
ぜひ耐震化も。

リフォームをお考えなら、見た目の美しさやデザイン性、生活上での機能性だけでなく、安心・安全な暮らしとなるよう耐震性をあげるような改修も検討しましょう。

長く住み慣れた家で、これからもご家族が安心して暮らしていけるよう、《安全》への認識もリフォームしてみたいはいかがでしょうか。

金銭面が不安です。
補助金などの助成は
ありますか？



補助金制度を活用してください。

県内には、耐震改修費の一部を補助する制度を設けている市町村があります。木造住宅の耐震診断は、交通費程度を除き、県内すべての市町村で無料で実施できますので、まずは耐震診断を行って、おおよその予算を調べましょう。家屋の状態等により改修の内容はさまざまです。予算内で改修が行えるか、耐震改修が必要な箇所を施工業者としっかり話し合いましょう。また、耐震改修を行ったあとは、税金の減免制度がありますので活用しましょう。

どこに依頼したら
よいのか、わからないの
ですが…。



まずはご相談を。

「知り合いに施工者や建築士がいないので、どこに相談したらいいかわからない」、「法外な価格を提示されたらどうしよう」そんな声が聞かれます。まずは、県内各市町村で行う耐震診断を依頼して、お住まいの耐震性能が不足する場合には、関係機関の相談窓口(問い合わせ先は裏表紙へ)に相談してください。「ぐんま住まいの相談センター」では、住まいに関する情報提供や専門家による相談会を無料で行っていきますので、お気軽にご利用ください。

今の住宅に思い入れが
あります。できれば雰囲気
を変えたくない。



ご希望に沿った耐震化も可能。

耐震改修によって間取り等が大きく変わるケースはほとんどありません。たとえば壁の場合、外側からでも内側からでも補強は可能です。また、押し入れの中など普段は目につきにくい壁を補強するなど様々な施工方法があります。ただし、仕上げ材の解体など、場合によっては間取り等が変わる場合もありますので、耐震診断の際など積極的に質問してみてください。どうしても、残しておきたい壁や造作がある場合には、耐震改修の場所を決める際に、積極的に意向を伝えておきましょう。

わが家は大丈夫！
それに数年後は老人ホームに
入る予定だから…。

“いざ”という時は、
待ってられません。



お孫さんが遊びに来た時にもし地震が発生したら…

「いずれ、誰も住まなくなる家だから…」と考える安易に放置していませんか。地震はいつ襲ってくるかわかりません。お子さんやお孫さんが遊びに来たり、老人ホームに入居した後も倒壊により周囲に迷惑をかける可能性があります。耐震補強を前向きに考え、「群馬県空き家活用・住み替え支援事業」などの制度の活用も検討してみましょう。誰も住まない家を貸し出せば、家賃収入等を確保できます。群馬県空き家活用・住み替え支援事業については、裏表紙のぐんま住まいの相談センターへお問い合わせください。



ぐんまちゃんの

耐震改修のススメ

◎耐震改修工事で安心を手に入れませんか。

全国的にみると、すでに耐震化がすすんでいる家が数多くあります。
 あなたの家が昭和56年5月以前に建てられているとしたら、対岸の火事と考えず、
 安全・安心を得るために耐震への第一歩を踏み出してみませんか。

耐震改修工事とは、一般的に「お住まいの規模から求められる地震に耐えるために必要な能力」より、「お住まいが持っている（保有している）地震に耐える能力」が大きくなるように改修を行うことをいいます。
 必要となる地震に耐える能力や、保有している能力は、耐震診断により数値化されますが、県内ではすべての市町村が無料^{*}で耐震診断を行う、耐震診断士の派遣事業を行っています。まずは耐震診断を行い、お住まいの耐震性能を確認しましょう。
 耐震改修工事は、具体例に示すとおり、壁や床、基礎などを補強します。また、建物の重量を軽くするために屋根の軽量化をはかることも耐震性能を向上させます。
 補助金制度を活用し、お住まいの耐震化を進めてください。

※診断士の交通費は負担いただけます。また、お住まいの図面が無い場合などは別途費用がかかります。



改修の具体例

昭和52年に新築し、平成7年に増築した住宅の耐震改修を行いました。

昭和52年（1977年）築
 木造2階建て
 改修部分の延べ床面積90㎡程度

評点 補強前0.4→補強後1.09
 補強に要した費用 約200万円

※評点とは、お住まいが保有している地震に耐える能力を、お住まいが地震に耐えるために必要な能力で除した数値です。1.0以上になると、現行の耐震基準を満たす事になります。

- … 壁新設
（開口部だったところに耐力壁を新設した箇所）
- … 壁補強
（筋交いの無かった壁に筋交いで補強した箇所）
- … 基礎補強
（鉄筋入りのコンクリートを増し打ちして補強した箇所）
- … 梁補強
（筋交いが取り付く梁を補強した箇所）



筋かい

梁から土台の間に筋交いを入れることで、バランス・耐力が向上します。



壁面

筋交いと同様、壁の耐力を向上します。最近では、梁や土台の加工が不要の補強工法もあります。



その他

基礎の補強、柱等引き抜け防止、屋外からの耐震補強など様々な工法・製品が開発されています。



金物補強



基礎の補強



段違いの梁補強

自己負担額の試算	
耐震改修工事費	2,000,000円
補助金	△ 800,000円 (工事費の1/2、上限800,000円の場合)
所得税控除	△ 120,000円 (補助金分を控除した工事費の10%)
固定資産税減税	△ 82,500円 (固定資産税課税の1/2。例は課税額が165,000円の場合)
所有者の負担	997,500円

自宅を耐震改修しました！

※実際に耐震改修された前橋市在住者の声を掲載しています。

「私たちの家は、昭和52年に建てた木造住宅です。最近、地震が起こる度に家の耐震性に不安を感じていました。東日本大震災のときには、柱にしがみつかなければならないほど、家が大きく揺れ、本当に恐ろしかったです。これをきっかけに、市で実施している木造住宅を対象とした無料の耐震診断に申し込みました。
 診断の結果、耐震性がかなり低く予想よりも深刻だったので、とても驚きました。80歳に近い私たち夫婦ですが、元気なうちはこの家で安心して暮らしたいという気持ちが強く、市の補助を受けられることもあり、思い切って耐震改修工事をする事にしました。
 先日、地震があったときは、以前よりも揺れを小さく感じたので、とても安心しました。耐震改修工事をして、本当に良かったです。」

